

## ○ 付言

<p>225</p>	<p>答申13（行情）75 「昭和天皇の回想内容をまとめた「拝聴録九冊と結語」の不開示決定（不存在）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開の適用対象外とされた歴史的資料について宮内庁書陵部における公開のための整備が遅れていることに苦言</li> </ul>	<p>3 歴史的資料の管理</p> <p>法は、準備作業に要する期間を勘案し、2年間の期間を置いて施行されたところであり、また、歴史的資料については、原則として一般の利用に供する仕組みがあることを前提に、開示請求の対象である行政文書の範囲から除外とした法の趣旨に照らすと、諮問庁においては、歴史的資料として求められる特別の管理の体制を早急に整備すべきであるが、上記のとおり、宮内庁書陵部が保有する相当数の歴史的資料が未整理の状況にある。</p> <p>諮問庁は、保存文書については、平成16年度中に目録の整備作業を終了する予定であり、皇室用図書については、修補を要するものがあること等から更に時間を要すると説明しており、これら文書の数量が膨大であることなどを考慮すれば、諮問庁の説明する事情も理解できないわけではないが、可及的速やかに整備作業を終え、歴史的資料が広く一般の利用に供されることを期待する。</p>
<p>○</p>	<p>[参考答申] 答申13（行情）145 「水俣病認定検討会の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書管理について付言</li> </ul>	<p>整理番号193の答申参照</p>
<p>226</p>	<p>答申15（行情）19 「特定の財団法人の一部民営化に関して通商産業省が行った行政指導等の具体的施策に関する文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事案の移送につき、特定した文書以外に対象文書がない旨を異議申立人に明示する必要があったと付言したもの</li> </ul>	<p>5 その他の文書の存在について</p> <p>本件一部開示決定について異議申立人は、本件対象文書以外に、理事長就任のいきさつ等通産省の行った行政指導の具体的内容が示されている、開示請求の対象となる行政文書が存在する旨主張する。</p> <p>これに対して、諮問庁は、本件開示請求は、経済産業省に対してなされたものであるところ、同省において調査の結果、本件対象文書以外に該当する行政文書が存在しないとして移送を受けたものであることから、本件対象文書以外の行政文書が存するかについては、諮問庁において審理することは妥当ではないとしている。確かに、法12条1項に基づく事案の移送については、移送元の行政機関において開示請求対象とされている文書についての特定が行われ、その後移送されることから、移送先の行政機関においては、文書の開示に当たっては移送を受けた事案（文書）について不開示情報該当性の判断等を行えば足りるものであり、それ以外に対象文書があるかどうかについて判断する必要はないものと認められる。</p> <p>しかしながら、本件対象文書の移送に当たっては、移送元である経済産業省から異議申立人に送付された移送通知において、具体的にどのような文書が移送されたか明確にされていなかった。上記のとおり、移送というものは文書を特定して行われるものであるから、経済産業省としては、異議申立人への移送の通知の際に、特定し諮問庁に移送した文書を明示すべきであったと考えられる。また、本件については移送が行われたという特殊事情及び異議申立人が請求する行政文書として具体的な例を明示していることにかんがみれば、経済産業省に</p>

		<p>おいては、開示請求の対象となる文書は当該文書以外には存在しないということであれば、その旨を何らかの形で異議申立人に明示することが必要であったと考えられる。</p>
227	<p>答申15（行情）477, 478 「岩国基地から米本国への米海兵攻撃中隊の一部の移駐に関する日米両国政府間の協議に関する文書の不開示決定に関する件外1件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の遅延につき付言したもの</li> </ul>	<p>6 異議申立人のその他の主張について</p> <p>(4) 異議申立人は、本件諮問が異議申立て後1年10か月余りを経過してなされたことについて諮問庁を非難している。これに対して、諮問庁も、上記のような期間が経過したのは、大量の開示請求及び異議申立てが殺到し、その処理に膨大な作業を要したためである旨説明している。</p> <p>上記異議申立人の主張は、上記3ないし5で述べた本件再決定における不開示の妥当性に関する判断を左右するものではないが、開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長においては、遅滞なく諮問を行うことが求められていることは明らかである。</p> <p>そこで、本件諮問の経緯及び諮問庁の対応についてみると、当審査会としては、諮問庁がどのような不服申立てをどれだけの数について受け、これに対してどのような調査及び検討を行っているかについての状況を一般的には知ることができる立場にないものの、異議申立人の言うように、諮問庁からは、平成15年7月末に、本件諮問を含む多数の諮問が一時期においてなされたことは明らかである。それらの諮問の中には、本件決定と同時期の法施行後間もない時期に開示決定等がなされ、不服申立てから諮問までの期間についても本件諮問と同じ程度の期間を経過している80件以上の諮問が含まれていることが認められる。そして、本件諮問の内容についてみると、本件対象文書の量及び記載や不開示理由の内容からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでにそれほど長期間を必要とするものとは考え難いと言わざるを得ない。そうすると、いかに大量の異議申立てが同時期に行われたとは言え、本件諮問について、諮問庁は、事案の難易や複雑さ等に応じて的確に調査及び検討を行い、遅滞なく諮問を行ったとは言えないものと考えられる。</p> <p>のみならず、上記のように多数の諮問がなされた時期における諮問庁の理由説明には必ずしも十分とは言えないものが多く含まれており、当審査会においては、本件諮問を含め、諮問庁に対して具体的に補充すべき点を明らかにして補充の理由説明を求めたものである。さらに、本件諮問について言えば、諮問庁は、諮問後に再検討を行って本件再決定を行うに至っており、その理由として、他省庁による同内容の請求に対する部分開示決定が存することを説明するが、そのような部分開示決定の存在は本件諮問以前にも知り得たのではないかと推察されるものであって、このことから、もっと早期に本件諮問を行うことができたのではないかと考えられる。</p> <p>このような諮問庁における本件諮問の経緯及びその後の対応にかんがみれば、諮問庁におけるその所掌事務の内容やその繁閑、さらには昨今の国際社会における諸情勢を前提とする外交事務の重要性を十分に勘案したとしても、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。</p> <p>諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件にお</p>

		ける諮問に当たっては、迅速かつ的確な対応をすることを望むものである。
○	<p>[参考答申]</p> <p>答申15（行情）751 「平成13年公認会計士第二次試験の合否判定に関する文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「解答」の保存等について付言したもの</li> </ul>	整理番号213の答申参照
228	<p>答申15（独情）31, 32 「金融政策決定会合議事録の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融政策決定会合の議事録につき、一律10年不開示とするのではなく適切な時期の公表が望ましいと付言したもの</li> </ul>	<p>3 不開示情報該当性について</p> <p>(4) 法5条4号該当性</p> <p>イ 不開示部分の検討 (略)</p> <p>なお、金融政策決定会合における議論については、諮問庁においては相当程度詳細な議事要旨を公表しているものの、金融政策についての説明責任を十全に果たしていく観点からは、議事録についても、日銀法20条2項の規定によって政策委員会が決定した10年という公表期間に一律にとらわれることなく、個別の事案に応じて法上の不開示事由を検討し、適切な時期に公表等が行われることが望ましく、例えば、金融市場の局面が変化した場合等議事録に記載された審議の内容が公にされても日本銀行の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれなくなった場合には、金融政策決定会合の自由な討議の妨げにもならないと考えられることから、速やかに公表等を行うなどの措置が取られることを望むものである。</p>
229	<p>答申20（行情）139 「「中期防」につづられている文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政文書ファイル名について、単に連番を付して区別するのではなく、わかりやすいファイル名を工夫するよう付言したもの</li> </ul>	<p>3 令13条2項該当性について (略)</p> <p>なお、本件対象行政文書ファイルは、安全保障政策課が必要とする情報を複数の行政文書ファイルとして編てつしたものであり、また、相互に密接な関連を有するとまでは言えないものであるが、当該文書ファイル名がそれぞれ「中期防1」、「中期防2」、「中期防3」及び「中期防4」と記載されているため、開示請求者の側から見てその内容が分からず、一見一の行政文書ファイルが分冊されたように誤認されるおそれがあるところである。したがって、法23条の趣旨にかんがみると、行政文書ファイル名について、当該ファイルの内容を分かりやすくして、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるようにする必要があると考えられるところ、本件対象行政文書ファイルについては、単に連番を付して区別するのではなく、少なくとも行政文書ファイルとしてまとめられた時期を行政文書ファイル名の中に明示する方法を採るなど、だれにでも明確に分かるよう行政文書ファイル名を工夫する必要があると考えられる。</p>
230	<p>答申20（行情）277 「特定医療用具の医療用具製造承認申請書等の一部開</p>	<p>5 異議申立人の主張について</p> <p>異議申立人は、意見書において、印影の不開示は結構であるが、開示文書では、印影を隠すために住所も企業名も部分的に不開示になっ</p>

	<p>示決定に関する件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原処分におけるマスキングにより、本来開示されるべき部分が隠れてしまう場合であって、開示請求者から求めがあった場合の諮問庁の対応について、付言したもの</li> </ul>	<p>て判読できないことから、別途書き加えるなどして開示を求めるとしている。</p> <p>これに対して、諮問庁は、本件のような承認申請書を対象として、かなりの件数の開示請求がされている状況下において、同一の会社の複数の品目について開示請求があるケースもあり、仮に個別に開示部分が隠れないようにマスキングをしたとすると、一回に開示される部分は一箇所であるとしても、もともとの印影のずれなどから複数回にわたる開示によって、結果的に印影のかなりの部分が開示されてしまうおそれがあり、個別に対応することはしていないと説明する。また、開示請求者から問い合わせを受けた場合は、口頭で回答することは可能であると説明する。</p> <p>当審査会において、本件承認申請書を見分したところ、印影が本件開示部分に相当する住所、会社名及び代表者氏名の一部と重なっていることが認められる。</p> <p>本件のように印影のマスキングにより本来開示されるべき部分が隠れてしまう場合であって、開示請求者から求めがある場合には、開示の実施の際に適切な方法で教示するなど、諮問庁において適切に対応することが望まれる。</p>
231	<p>答申20（行情）406 「特定職員の旅行命令簿等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開示の実施方法等の申出に係る手続が適正に行われなかったこと等が不服申立ての一因となつたとして、事務処理の適正化を指摘したもの</li> </ul>	<p>1 本件請求文書の特定について</p> <p>(3) 旅費精算請求書について</p> <p>審査請求人は、旅費精算請求書については、要求もしていないのに特定したとして、当該特定を不当としている。</p> <p>これに対し、諮問庁は、本件請求文書について幅広く解釈して旅費精算請求書を特定したものであり、文書の特定には問題はなかったが、手数料の納付については配慮が必要であったとしている。</p> <p>旅費精算請求書は、出張命令簿や復命書と関連して特定職員が出張した事実を証するものであり、出張命令簿及び復命書に係る一切の書類という本件請求文書の文言に照らせば、これを本件請求文書に該当するものとして特定し開示決定等をしたことは、違法又は不当とまでは言えない。</p> <p>2 その他の審査請求人の主張について</p> <p>(1) 開示の実施方法について</p> <p>異議申立人は、要求もしていない旅費精算請求書を送りつけてきて、手数料を余分に払わされたとして、文書の特定を不当としている。</p> <p>当該文書の特定の妥当性については上記1の(3)のとおりである。</p> <p>ただし、本来、開示請求者がどの文書について開示の実施を受けるかについては、処分庁が開示決定等をした文書の一覧等を開示決定等通知書により開示請求者に通知し、これを基に開示請求者が開示の実施方法等の申出書を提出して具体的に選択することとなっている。</p> <p>本件においては、当該手続が適正に行われなかったものと言わざるを得ず、その他の窓口対応に対する不満と共に本件不服申立ての一因となつていると認められることから、諮問庁にあつては、今後の事務処理が適正に行われるよう対応することが望まれる。</p>

232	<p>答申 20 (独情) 28 「職業能力開発促進センターの職業訓練内容に係る記録の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分庁の担当職員による開示請求書の記載をもって異議申立人の補正としており、事務処理の適正化を指摘したもの</li> </ul>	<p>2 開示請求に対する事務処理手続の適正化について</p> <p>当審査会において、本件法人文書開示請求書を確認したところ、当該請求書自体に処分庁の担当職員による記載の加除が施されており、これをもって諮問庁が本件法人文書開示請求書の補正と称していること、すなわち、本件「補正」は、異議申立人本人ではなく、処分庁の担当職員が行ったことが認められ、異議申立人も、本件法人文書開示請求書につき、処分庁が不適切な補正を行ったとして不服を申し立てている。</p> <p>このような処分庁の対応は、本件につき、補正の手続及びその内容を不明にしたものであって、少なくとも適正を欠くと言わざるを得ず、遺憾である。諮問庁において、今後、情報公開制度に関する事務処理手続の適正化を図るよう望むものである。</p>
233	<p>答申 20 (独情) 77 「ライヌラー河洪水予警報システム整備計画に係る機材価格諸元及び三者比較表の不開示決定(不存在)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求時以降に当該請求文書が廃棄され、あるいは亡失することがないよう配慮すべき法的責務を指摘の上、文書管理につき付言したもの</li> </ul>	<p>3 開示請求に係る文書の管理について</p> <p>開示請求を受けた独立行政法人等が当該請求文書を自ら保有する法人文書ではないと判断したとしても、開示決定等に係る不服申立手続において当該請求文書の保有文書性が争われた場合、開示請求権に関する行政不服審査制度上、諮問庁又は審査会が当該請求文書について当該独立行政法人等の保有文書であると判断することがあり得るのだから、当該独立行政法人等は、開示請求時以降に当該請求文書が廃棄され、あるいは亡失することがないよう配慮すべき法的責務を負うといえる。</p> <p>ところが、本件において処分庁は、諮問庁の説明から明らかなどおり、上記の責務を尽くすことなく、平成18年1月4日に文書2及び文書3の開示請求が、また、同年3月6日に不開示決定に対する不服申立てがあつたにもかかわらず、当該文書はJICAの保有する法人文書ではないとの判断の下に当該文書の廃棄ないし亡失を防ぐための何らの措置も採らず、そのため、当該文書を所持していた特定コンサルタントにおいて平成19年初頭ごろに当該文書を廃棄したと推認される事態をじゃっ起せしめた。したがって、本件対象文書のうち、少なくとも文書2及び文書3については、当該独立行政法人の不適正な対応によって、異議申立人の開示請求権の実効性を喪失させたと認められるので、今後、開示請求にかかる文書管理の在り方を是正すべきである。</p>
○	<p>[参考答申] 答申 21 (行情) 603 「平成20年度CPA派遣報告書の提出について」の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVDを部分開示する際には、開示部分のみをつなぎ合わせて開示すると不開示部分の場所が分かりにくいので、不開示部分が容易に判別できる方式を工夫するなど適切に処理</li> </ul>	<p>整理番号122の答申参照</p>

	するよう求めたもの	
234	<p>答申23（行情）87 「国以外の者による協力」の亡失に伴い「秘密保全に関する規則」8条に基づき採られた措置に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求がなされるまでの間、行政文書ファイルの亡失事実が判明していなかった点につき、付言したもの</li> </ul>	<p>3 文書管理の適正化について</p> <p>(1) 行政文書ファイルの亡失については、平素より、自らの組織が保有する文書の存否確認及び保存期間到来後の文書の取扱い等に関し細心の注意を払っていれば未然に防止できる可能性が高く、そうした日常の文書管理業務の結果として当該ファイルが存在しないことが判明したのであれば、その時点で速やかに当該ファイルを行政文書ファイル管理簿から抹消するとともに、秘密漏えいのおそれの有無にかかわらず、当該ファイルが存在しない原因を究明した上、再発防止策を検討し、それを実施すべきであると言える。</p> <p>しかしながら、本件ファイルの亡失については、開示請求によって初めて判明したものである上、判明後も速やかに上記のような対応が採られていなかったのであって、改正前の法22条の規定に照らし、文書管理の適切さを欠くものと言わざるを得ない。</p> <p>(2) 行政文書の適正な管理については、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）が平成23年4月1日から施行され、国民に対する説明責任を全うするために、より一層の適正な管理が義務付けられた。</p> <p>具体的には、①行政機関における意思決定に至る過程並びに行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微な場合を除き、文書を作成すること（公文書管理法4条）、②行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了した時の措置（廃棄等）を定めること（同法5条）、③行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切な保存をすること（同法6条）、④行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、その名称、保存期間、保存期間が満了した時の措置等の必要な事項を行政文書ファイル管理簿に記載すること（同法7条）等が義務付けられた。</p> <p>諮問庁においては、今後、公文書管理法の規定を遵守し、文書管理の適正化を図ることが強く望まれる。</p>
23-31	<p>答申23（行情）225 「イラク関連事案等緊急対策本部会議に係る文書の一部不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原処分において本来不開示とすべきであったところ、開示すると原処分を行ったことにつき、原処分における内容の精査について付言</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について（略）</p> <p>(2) 文書2について</p> <p>ウ テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動（参考17）（23頁）について諮問庁は、原処分において、当該頁の不開示部分について、「テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動（参考17）のうち、上段吹き出し及び下段の吹き出し内の第1行目の記述（括弧書き内を除く）を除く記述の全て」と記載すべきであったところ、「テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動（参考17）のうち、吹き出し内（括弧内を除く）を除く記述の全て」と誤った記載をしたため、下段吹き出し部分のうち、2行目以降については、開示することとなる原処分となったと説明する。また、当該部分には、テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動地域、行動状況が記載されており、これを開示すると、当時の自衛隊の具体的な行動・態勢及び情報伝達等が明らかとなり、今後、類似した状況における自衛隊の運航経路、自衛隊内の情報伝達状況等が推察されるなど、自</p>

		<p>衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため、開示することはできないと説明する。さらに、諮問庁は、当該頁について、上記部分と併せて、別紙7の区分8の「修正後」の欄に記載するとおり、不開示部分を修正した上で、再度開示を実施すると説明する。</p> <p>しかし、当該部分の意味が不明であるとか、原処分の他の部分で同一内容の情報が不開示とされているなど、これが誤記であることを明示する事情はなく、処分庁内部の意思はともかく、表示されたとおりの内容の原処分がされたものと解すべきである。そして、諮問庁が、異議申立てに対する決定で、原処分で開示するとされた部分を不開示に変更することは、原処分を異議申立人に不利益に変更しようとするもので許されない（行政不服審査法47条3項ただし書）。原処分において本来不開示とすべきであったところ、開示するとの原処分を行ったものとして、当該部分を不開示とする処分に修正することは、行政手続法13条1項1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当するから、同条2項の除外事由等がない限り、同条1項等同法所定の手続を経るべきである。不利益変更部分は、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会においては、当該部分の不開示情報該当性の判断は行わない。</p> <p>(略)</p> <p>3 付言</p> <p>諮問庁は、理由説明書において、不開示情報該当部分の有無を十分に検討した上で、原処分を行っている旨主張する。</p> <p>しかし、上記3のとおり、本件対象文書につき、原処分及び諮問の段階で、開示すべき情報であるか否か等について十分精査した上で、不開示部分を明確に特定しているものとは認め難い。今後、開示決定等に当たっては、その対象となる行政文書につき、内容を十分精査し決定すべきであることを付言する。</p>
23-32	<p>答申23（行情）416</p> <p>「特定個人に係る死亡原因調査委員会調査報告の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件における諮問の遅れは関連資料が公にされているとは言えない状況を故意に作出したとの疑念を抱かせる行為であることから、今後、開示請求及び不服申立てに対して適切な対応をすることが望まれると付言</li> <li>・ 本答申の射程について付言</li> </ul>	<p>3 諮問の遅れについて</p> <p>(1) 本件においては、異議申立てから諮問までに約2年6か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とは言い難い。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。</p> <p>(2) 諮問庁は、本件対象文書が提出された医療分科会の本件議事録について、約5年間もの間厚生労働省のホームページに掲載していたにもかかわらず、本件開示請求が行われた時期とほぼ同時期に本件議事録を削除している。しかも、上記のとおり、異議申立てから諮問まで相当の時間が経過していることに鑑みると、当該行為は、本件議事録が公にされているとは言えない状況を故意に作出したとの疑念を抱かせる行為であることから、今後、開示請求及び不服申立てに対して適切な対応をすることが望まれる。</p> <p>4 本答申の射程について</p> <p>今日、医療事故情報に関する公表の社会的要請が高まり、医療機関等による取組も見られるものの、医療事故情報を個人情報保護に適切</p>

		<p>に配慮しつつ開示するための一般的な仕組みは確立しておらず、手探りの段階と言わざるを得ない。</p> <p>本件諮問事件に対する判断としては、主に医療分科会の議事録の内容から開示の範囲を定めたが、これは法により開示が義務付けられる範囲を示したものである。本件医療事故は、広く報道された上、患者遺族等による書籍の発行、刑事及び民事の訴訟の提起及び判決、関係者のホームページ等による公表がされるなどして、本件対象文書の内容は、相当程度知り得るものとなっている。しかも、その内容について議論し尽くされてもおり、加えて患者遺族も公表に否定的でないことが推測される。さらに、本件対象文書の相当部分について開示の義務があると認められるが、そうであるならば、むしろ全部を開示する方が正確な理解に資するとも推察される。これらの事情及び本件対象文書が本件と同種の医療事故の原因究明や医療事故調査の在り方について貴重な教訓を含むものであることからすれば、本来は本件対象文書全部を開示することが望ましいとも考えられる。諮問庁において、公益的な見地から全部開示をすることは、この答申の趣旨に反するものではない。</p>
23-33	<p>答申 2 3 (行情) 4 3 5 「厚生労働大臣説明用資料の開示決定に関する件(文書の特定)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異議申立人が開示請求書及び異議申立書において一貫して開示を求めている文書について、処分庁及び諮問庁がそれを開示しない理由を説明しておらず、仮に開示決定通知時点等において適切に理由付記又は教示が行われていれば早期の段階で希望する文書の開示が受けられた可能性があると言</li> </ul>	<p>2 本件対象文書の特定の妥当性について (略)</p> <p>(2) また、開示された本件対象文書によると、大臣に対して「陳情リスト」を保管している旨報告しており、厚生労働省において「陳情リスト」を保有していることは明らかであるが、「陳情リスト」を本件対象文書として特定しなかった理由について、審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のア及びイのとおりであった。</p> <p>ア 「陳情リスト」を本件対象文書として特定しなかった理由は、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には、「10 / 11の大臣指示①(別紙)に基づき、作成、取得、保有している文書一切(陳情リストを含む。)」と記載されており、大臣指示に基づき、作成、取得、保有している文書は、本件対象文書以外には存在しないためである。</p> <p>イ 「陳情リスト」は、本件対象文書とは別の行政文書ファイルに つづられている。 (略)</p> <p>3 開示請求に対する不適切な事務処理について 開示請求者である異議申立人は、開示請求書及び異議申立書において、一貫して「陳情リスト」の開示を求めているが、処分庁及び諮問庁は、これまで、異議申立人に対し、開示決定通知書及び理由説明書のいずれにおいても「陳情リスト」を開示しない理由を説明していない。</p> <p>また、審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁及び諮問庁は異議申立人に対し、上記2(2)アの事情について教示することもしていないとのことであった。</p> <p>したがって、現状においても、異議申立人は、本件開示請求及び本件異議申立てにおいて、「陳情リスト」が存在するのであれば特定され、開示又は不開示の判断がなされるものと考えていると推測される</p>

		<p>ところ、「陳情リスト」について、仮に開示決定通知時点等において適切に理由付記又は教示が行われていれば、別途、開示請求を行うなどにより、早期の段階で希望する「陳情リスト」の開示を受けられた可能性は否定できないことから、上記のような処分庁及び諮問庁の対応は、違法とまでは言えないが、適切さを著しく欠くものであると言わざるを得ず、今後、開示請求に係る事務手続において適切に対処することが望まれる。</p>
○	<p>[再掲] 答申24（行情）79 「日米安保条約に基づく日米地位協定の民事裁判権に関する合意について記した文書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開制度の趣旨に鑑み、今後、同様な開示請求がされた場合、その開示・不開示の判断に当たり、日米間の協議を行う等、諮問庁は開示に向けて最大限の努力をすることが望まれる旨付言</li> </ul>	<p>整理番号24-10の答申参照</p>
24-32	<p>答申24（行情）122 「昭和39年の刑事確定記録保存簿等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑事参考記録等保存簿について、掲載された事件は、いずれも著名なものであるばかりか、裁判の確定から100年を超えるほどの長期間を経過した事件もあり、裁量的開示を許容する法7条の趣旨に照らしても、これらも一律に裁量によっても開示することができないとするには、審査請求人の指摘する刑事参考記録の社会共有財産的な性格を考慮すると、にわかには納得し難いものが残るとして、諮問庁においても、その裁量権の適切な行使による開示</li> </ul>	<p>1 本件対象文書について 本件対象文書のうち、文書1は、刑事確定記録保存簿（現行の記録事務規程では「保管記録保管簿」）であり、同規程2条において、刑事被告事件に係る訴訟の記録を保管する際に、所定の事項を登載することとされているものであり、その記録の目録としての性格を有する行政文書である。また、文書2は、記録法9条において、刑事事件の訴訟記録として保管されていた記録のうち、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料されるものは、その保管期間満了後、刑事参考記録として保存する旨が規定されており、刑事参考記録として指定されたときには、同規程17条により所定の事項を登載することとされている刑事参考記録等保存簿であり、刑事参考記録の保存目録としての性格を有する行政文書である。</p> <p>（略）</p> <p>2 原処分の妥当性について （略）</p> <p>（2）不開示情報該当性について （略）</p> <p>イ 文書2について （略）</p> <p>（イ）法7条（公益上の理由による裁量的開示）の適用について B そこで、文書2に対して法7条を適用すべきか検討する。 （略）</p>

	<p>に向けて、その具体的範囲、方法等を更に検討していくことが期待されると付言</p>	<p>(C) 文書2に対する法7条適用の要否</p> <p>その上で、文書2に対する法7条の規定の適用の要否について検討すると、文書2に掲載されている事件は、その多くが著名なものであり、被告人本人が死亡してから長期間が経過しているものも多く含まれる点を考慮すると、例えば、裁判の確定から一定以上の期間が経過しているものなど、限定した範囲で同条を適用して開示することにも、一定の意義があるとは思われる。また、刑事参考記録は社会共有の財産であり、どのような事件に関する記録が刑事参考記録として保存されているかを示す文書2は、いわば目録としての役割を果たすものであり、記録法に基づいて参考記録を閲覧することができる限られた者のためだけにあるのではなく、広く一般に公開すべきとの審査請求人の主張も、一考に値するものであると言える。</p> <p>しかしながら、当審査会において文書2の不開示部分全体を見分し、検討した結果からすると、公益との比較衡量において、個人の権利利益への侵害をなるべく小さくしつつ、一定の基準に基づきながら、開示すべき部分とそうでない部分を明確に区分することは、事実上、極めて困難であると言わざるを得ないものであった。それは、文書2が、そもそも公開を前提に作成・記載されているものではないことによるのであろうが、そのような見分結果や、記録法により刑事参考記録の閲覧手続が別途定められており、真に必要な者には、刑事参考記録を閲覧できる可能性が残されているという諮問庁の説明も踏まえ、また、文書2に記載された情報が、法5条1号に規定される個人情報であることも考慮すれば、文書2について、法7条の規定を適用しなかったことが、不当であるとまでは言えない。</p> <p>3 付言</p> <p>既に言及したとおり、文書2に掲載された事件は、いずれも著名なものであるばかりか、裁判の確定から100年を超えるほどの長期間を経過した事件もあり、裁量的開示を許容する法7条の趣旨に照らしても、これらも一律に裁量によっても開示することができないとすることには、審査請求人の指摘する刑事参考記録の社会共有財産的な性格を考慮すると、にわかに納得し難いものが残る。そこで、諮問庁においても、その裁量権の適切な行使による開示に向けて、その具体的範囲、方法等を更に検討していくことが期待される。</p>
○	<p>[再掲]  答申24（行情）362, 366, 368, 371  「災害廃棄物安全評価検討会第7回及び第8回議事録等の不開示決定に関する件」等</p> <p>・ 議事録及び録音データを</p>	<p>整理番号24-15の答申参照</p>

	<p>保有していないとの諮問庁の説明自体が不自然、不合理とまでは言えないとしつつ、本件検討会の議事内容を保存することの重要性への認識が不足していたと言ふべきであるとして、今後においては、会議ごとに議事内容保存の重要性の程度を見極めて、適切な保存を図ることが望まれると付言</p>	
<p>24・33</p>	<p>答申 2 4 (行情) 3 6 5, 3 6 7  「平成 2 1 年度幹部学校業務分析について (回答)」の開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表紙以下合計 6 枚の本件対象文書につき、処分庁が法 1 1 条の特例延長を適用して、まず表紙のみ (1 枚) を開示し、その約 2 か月後に内容部分 (5 枚) を開示していたことについて、処分庁が相当長期にわたり、日常的に法 1 1 条を適用する運用をしていたことは、あくまで特例としての延長を認めた法 1 1 条の趣旨に沿うものとは言い難いので、処分庁においては、多数かつ大量の開示請求に対応できるように体制を見直すなど、法 1 1 条の運用の改善のために適切な方策を取るよう要望すると付言</li> </ul>	<p>3 付言</p> <p>(1) 本件では、表紙以下合計 6 枚の行政文書について、平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日に開示請求を受理した後、法 1 1 条の特例延長を適用し、同年 1 2 月 2 0 日に表紙部分 1 枚のみについて全部開示の決定をし、同 2 4 年 1 月 3 1 日に残り 5 枚について全部開示の決定をしたものである。</p> <p>かかる経過を見る限り、本件が法 1 1 条を適用すべき事案であったかは疑問である。また、近時諮問庁からの諮問案件には法 1 1 条を適用したものが多く、しかもそのほとんどが当初決定では表紙 1 枚のみを開示決定しており、実質的な決定を丸ごと先送りする意図がうかがわれるものである。</p> <p>(2) そこで諮問庁に、法 1 1 条適用につきその実情と考え方について説明を求めたところ、補充理由説明書において、次のように述べる。</p> <p>処分庁は、平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日、本件開示請求につき、法 1 1 条の規定に基づき、同年 1 2 月 2 0 日までに可能な部分の開示決定等を行い、平成 2 4 年 1 月 3 1 日までに残りの部分の開示決定等を行うこととした。法 1 1 条は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 6 0 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、法 1 0 条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる旨を規定しているところ、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、1 件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮した上で判断されるべき(総務省行政管理局編集「詳解情報公開法」1 0 8 頁)ものと考えている。</p> <p>これを本件についてみると、本件開示請求に該当する行政文書は A 4 判用紙 6 枚であったが、対象文書の特定に必要な補正の手続や開示請求手数料の追加納付に係る調整を要したほか、特定された対象文書には法 5 条所定の不開示情報が含まれている可能性があったため、開示・不開示の判断についても慎重な検討を要し、関係部</p>

署との調整などの事務処理を行う必要もあった。

さらに、処分庁は、開示決定等期限の延長等を行った平成23年11月21日頃において、本件異議申立人からだけでも本件開示請求を含めて139件の開示請求を受けていたなど(対象文書の総数は、A4判用紙等約6万2000枚)、処理すべき開示請求事案が合計290件(対象文書の総数は、A4判用紙等約7万9000枚)に達していた。

加えて、処分庁は、同時期に、本件異議申立人からの開示決定等に対する異議申立てを189件受理していたなど、合計224件の異議申立事件についても処理しなければならない状況にあった。

このように、本件開示請求に関しては、開示決定等に係る事務処理及び調整に相応の時間を要するものであったほか、同時期に、他に処理すべき開示請求事案等が大量に係属していたため、処分庁は、本件開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことはもとより、請求日から60日以内に本件開示請求に該当する行政文書の全部について一括して開示決定等を行うことも困難であると判断し、法11条に基づき、本件開示請求に係る開示決定等の期限の延長をしたものである。

- (3) 以上の諮問庁による補充理由説明書を踏まえ検討するに、法11条は、本来、法10条の期間延長をもってしても開示等の決定ができないほどの著しく大量の請求に対応するための規定であり、開示決定において、事務の遂行に著しい支障が生じることをも要件とする。当該請求に係る行政文書が著しく大量でそれを処理することにより当該部局の通常の行政事務の遂行が著しく停滞するほどのものである場合が、同条の解釈においては主眼となる。この外に行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況も考慮する余地がある。いずれにしろ特別な事情にある請求に対処するための特例規定であり、日常的に適用されるべきものではない。

また、法11条の文言及び立法経過によれば、当初の決定において、ある程度まとまった量の文書について、できるだけ全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることが想定されていると解される。請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは規定の趣旨からすれば望ましいものではない。

- (4) このような法11条の趣旨に照らせば、本件において法11条を適用し、かつ表紙部分1枚のみについて当初決定をしたことの妥当性は大いに疑問と言わざるを得ない。

しかも、諮問庁は相当長期にわたり、日常的に法11条を適用する運用をしていたことが認められる。当審査会事務局職員をして、防衛省の法11条の適用状況について確認させたところ、平成22年度の開示決定等件数2399件中、579件について、また平成23年度の開示決定等件数4822件中、812件について、それぞれ法11条を適用している。他の省庁と比較しても、防衛省の法11条を適用する率が著しく高いものとなっている。こうした事態はあくまで特例としての延長を認めた法11条の趣旨に添うものとは

		<p>言い難い。</p> <p>現在の処理体制で日常的に法11条を適用しなければならないほどの多数ないし大量の請求が継続的にあるのならば、それに対応できるように体制を見直し、整えることも必要であろう。</p> <p>そのことも含め、諮問庁に対し、法11条の運用の改善のために適切な方策を採るよう要望する。</p>
25-31	<p>答申25（行情）129, 130</p> <p>「規制緩和委員会, 規制改革委員会及び総合規制改革会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件他1件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合規制改革会議の議事録等について、議事録は、同会議の運営規則において作成・公表義務があるところ、公表もせず、開示請求及び国会質問に対しては、作成・保有していないと不開示決定及び答弁を繰り返していたことなどから、適切な対応を求める旨を付言した例</li> </ul>	<p>4 付言</p> <p>諮問庁は、本件各委員会等のうち、総合規制改革会議については、その運営規則において、議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表すると明記されているにもかかわらず、議事概要は公表しているものの、その議事録については、これまで一度も公表されなかったばかりか、本件を含めた開示請求及び国会での質問に対しても、作成、保有していないとする不開示決定及び答弁を繰り返していた。</p> <p>今回、本件諮問を通して、改めて探索した結果、同会議の大部分の速記録又は議事録が確認されたことから、実際は作成していたにもかかわらず、上記のような決定あるいは答弁を行っていたことになり、その経緯等は、今となっては不明であるものの、その対応は、当該運営規則の規定をないがしろにするばかりでなく、国民に不信感を抱かせるものであり、甚だ遺憾というほかない。今後は、政府の説明責任を全うする観点からも、適切な対応が強く望まれる。</p>
25-32	<p>答申25（行情）233</p> <p>「護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査結果について（通知）」等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原処分において不存在とされた開示対象文書の一部が諮問後に発見されたことに関し、行政文書の保存の在り方等多数の問題点を指摘し、組織としてこれらに真摯に取り組むよう付言した例</li> </ul>	<p>6 付言</p> <p>(1) 開示の実施に関して</p> <p>文書3の一部（別紙4に掲げる部分）には、アンケート調査回収後、取りまとめ担当者の手書きにより、アンケート実施及び内容に係る情報が記載されており、当該部分は、原処分で開示するとされたが、開示の実施の際に不開示とされている。速やかに同部分の開示実施をするとともに、今後、開示決定の趣旨に即した的確な開示実施を行うべきである。</p> <p>(2) 原処分に関して</p> <p>原処分では、文書2及び文書3を不存在につき不開示としていたが、平成24年6月20日に文書3の存在が明らかになり、その後まもなく文書2に該当する可能性のある「一般事故調査報告書（護衛艦たちかぜの服務事故）最終案-1」と「一般事故調査報告書（護衛艦たちかぜの服務事故）最終案」等の文書及び文書4に該当する文書（以下、併せて「後日発見された文書」という。）の存在が判明した。</p> <p>特定すべき文書が存在と判断されると、これに対する救済は極めて難しく情報公開制度を形骸化することになりかねない。処分庁・諮問庁もこれを重大な問題ととらえ、調査のうへ「平成24年度特命監察（護衛艦「たちかぜ」アンケート事案）結果について（報告）」（以下「特命監察報告」という。）、さらにその後「特命監察に</p>

関する追加調査結果について（報告）」（以下「追加調査報告」という。）を取りまとめて、事実経過や対策を論じている。当審査会としても、これらの報告を踏まえつつ、再発防止に資するために問題点を指摘する。

ア 重要な資料が個人資料として保存されていたことについて

後日発見された文書は、いずれも、個人資料として保存されていた。行政文書ではないものの業務上一時的に使用するために個人的に管理される文書が存在することは否定できないが、処分庁は行政文書とは別に個人資料というカテゴリーを設けており、しかもそれが拡大解釈されて本来行政文書として保存されるべきものが個人資料とされる傾向があった。

後日発見された文書は、いずれも行政文書の性格が認められるものであり、保存期間が過ぎれば廃棄するか、必要ならば行政文書として保存を続けるべきものであった。後日発見された文書は、「たちかぜ」サービス事故が大きな問題となっており関連訴訟が係属中であること等に鑑みると、行政文書として保存し続けるべきものであったと考えられる。しかし個人資料とされていたために担当者の交代に際して適切な申し継ぎがされず、開示請求を受けての文書の特定の際も見落とされることとなった。

特命監察報告でも、個人資料の取扱いを巡る問題点を指摘し、改善意見を述べている。そして、平成24年9月6日の通達「行政文書管理及び情報公開業務の適正な実施について」では、個人資料の範囲及び管理の在り方について言及している。

しかし、従前、業務に関する文書の少なからぬ部分を個人資料として管理してきたことからすれば、実務を改めることは容易ではないと考えられる。意識の転換のための研修、個人資料の減少のための努力と職員間の相互の確認、そして開示請求を受けての対象文書の特定に当たっては個人資料も探索の対象とすること等を徹底すべきである。

イ 2回の開示請求に対して文書特定が不十分であったことについて

後日発見された文書を対象に含む開示請求が平成17年と同23年の2回あったが、いずれも後日発見された文書は不存在とされた。

この点については、特別監察報告で具体的に指摘されているように、関係者の確認、調整が不十分であったと言わざるを得ない。特に2回目の開示請求（本件開示請求）においては、1回目の開示請求で不存在としていたことから安易に不存在と判断した事情がうかがわれるほか、2回目の請求に対する決定にかかる異議申立てにおいて、諮問庁は「異議申立てを受け、改めて関係部署を探索したが、文書の存在は確認できなかった」と理由説明書に記載しているところ、異議申立書では後日発見された文書が存在するはずであるとの事情について相当具体的な主張がされており、この主張の客観的な裏付けが不十分であるとしても、より慎重な探索が行われるべきであった。

ウ 公益通報への対応について

平成20年6月25日に提出された公益通報では、「たちかぜ」に関する事故調査報告書の下資料の開示請求についてその存在を知らず存在しない旨の虚偽の回答をしたことを指摘している。これに対し通報内容が事実として確認できなかったとして済ませているが、通報者の指摘する開示請求時期が正確でない等の問題はあるにせよ、内部の事情を知り得る者からの公益通報であることを踏まえて慎重な対応をしていれば、この手続きの中で、後日発見された文書の存在が判明した可能性があった。

エ 文書発見後の対応について

特別監察報告では、平成24年1月から2月頃に個人資料と題するファイルに文書3があることを知った職員が上司に当たる横監事務官にその旨報告したが、当該事務官は「どのように対応すればよいのか判断がつかず」その存在を申し出ることにはなかったという。

また追加調査報告では、当該事務官が文書3の存在を知った約1か月後には、海幕法務室事務官にその旨を伝えており、その場には他にも数名の職員がいた模様であるが、誰も上司や法務局に報告せず、また報告を指示することもなかったとしている。そして、同年6月18日の「たちかぜ」関連損害賠償事件の弁論期日において文書3の存在が大きな問題になったことから、海幕法務室事務官は横監事務官に文書3を隠密裏に廃棄するよう電子メールにより示唆したが、横監事務官は自己の権限で廃棄できない立場にあることから上司に報告し、同月20日に至って文書3の存在を公に認めるところとなった。なお廃棄を示唆するメールは後日海幕法務室事務官の指示により横監事務官が削除したとしている。

文書3の存在を知った事務官がただちに上司や法務局に報告せず、対応に迷ったということ自体、行政組織におけるガバナンスの体制が構築されていないことを示す点で問題である上、相談を受けた他の事務官らは報告を勧めるどころかむしろ廃棄を働きかけている。これらの経緯からすれば、個々の職員の対応の問題にとどまらず、処分庁には組織全体として不都合な事実を隠ぺいしようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない。

(3) 異議申立て及び審査会への対応に関して

ア 関係部署の探索について

上記(2)イに述べたように、本件の理由説明書では、文書2及び文書3について「異議申立てを受け、改めて関係部署を探索したが、文書の存在は確認できなかった」と述べているが、実際には後日発見された文書が存在していた。

こうした探索方法は、多くの事案で諮問庁が理由説明に挙げる、「関係部署を探索したが、文書の存在は確認できなかった」という説明の信用力を著しく損なうものとして言わざるを得ない。今後の事案においては、個人資料とされているものも含め、真摯に関係部署の探索をするよう求める。

イ 補充理由説明の遅れについて

平成24年6月20日に文書3の存在が明らかになり、その後

		<p>まもなく文書2に該当する可能性のある「一般事故調査報告書（護衛艦たちかぜの服務事故）最終案-1」と「一般事故調査報告書（護衛艦たちかぜの服務事故）最終案」等の存在が判明した。そして、これを踏まえて同年8月10日には、原処分を変更する決定がされた。さらに同月30日には、一連の経過とその原因、再発防止策を取りまとめた特命監察報告が発せられている。</p> <p>原処分の変更は本件について諮問を受けている当審査会の審査にも当然影響するものであるが、諮問庁は、当審査会からの再三にわたる求めにもかかわらず、変更決定を踏まえた補充理由説明書を提出せず、平成25年6月20日ようやく提出するに至った。その間、追加調査をすることになった等の事情はあるとしても、変更決定を踏まえた補充理由説明自体は速やかにできたはずであり、これほど遅れたことを正当化することはできない。</p> <p>補充理由説明の遅れのため、本件の審査も大幅に遅れることとなったものであり、今後諮問庁は補充理由説明書を提出すべき場合は速やかに提出するよう求める。</p> <p>(4) まとめ</p> <p>本件は、情報公開制度の運用に関し、多くの問題を提起するものであり、しかも個人の資質や案件の特異性だけでなく、処分庁の組織的な傾向にかかわる問題であることがうかがわれる。</p> <p>もとより、処分庁又は諮問庁は、日々大量の開示請求や不服申立てを受け、その大多数の事案では的確に対応してきていると認められるところであるが、本件のような事態が起きると、情報公開制度の運用全般について大きな疑念を生ずることとなる。</p> <p>国民に対する説明責任を進んで果たす開かれた組織として信頼を得られるよう、指摘した問題点を踏まえ、情報公開により真摯な取組をするよう要望する。</p>
25-33	<p>答申25（行情）298、299</p> <p>「昭和46年建設省住指第487号土塗壁同等第1号の認定年月日等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件外1件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求の受付、補正等の段階で、開示請求者に丁寧な説明、情報提供等が行われていれば、本件異議申立ては回避できたものと思料するとして、今後の窓口対応の適正化について付言した例</li> </ul>	<p>4 付言</p> <p>本件請求においては、本件対象文書の意味するところが明確ではなく、また、上述2（2）の④などの制度の仕組みや本件通達の趣旨等については、専門知識を有しない一般人には、理解し難いものと考えられる。それにもかかわらず、開示請求を受け付けるに際して、その真意の確認や特段の補正等が行われた形跡もなく、不開示決定通知書の記載からもその理由が理解できるものとは言い難く、形式的かつ硬直的な処理によって原処分が行われたとの印象を免れない。</p> <p>また、本件異議申立てに当たっても、補正命令を行ってはいらぬものの、十分な情報提供等がなされているとは言い難い。</p> <p>本件異議申立ては、開示請求段階において、分かりやすい言葉で丁寧に説明・教示を行い、必要な情報提供が行われていれば、回避し得たのではないかと思料される。</p> <p>諮問庁においては、今後、専門的で理解が困難な制度等にあっても、分かりやすい言葉での説明や情報提供に努めるなど、適切な対応に努められたい。</p>
25-34	<p>答申25（行情）315</p> <p>「東京電力福島第一発電所事故に伴う避難指示に関し</p>	<p>3 付言</p> <p>審査請求人は、原処分において公開された行政文書はホームページで公表済みの議事概要と資料のみであったにもかかわらず、そのこと</p>

	<p>て原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部で開かれた全ての会議等の議事録等の開示決定に関する件（文書の特定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部開示をした行政文書について、開示請求後にホームページで公表していることから、開示請求者にその旨の情報提供をすべきであった旨を付言している例</li> </ul>	<p>が事前に通告されなかったために、本来負担する必要のなかった費用負担を行った原処分は不適法であると主張する。</p> <p>このような場合に事前通告を義務付ける法令などは認められないことから、不適法とまでは言えないが、開示請求後に本件対象文書をホームページに掲載し、その後、開示決定を行った本件の経緯等を踏まえると、その旨の開示請求者への情報提供は行われてしかるべきだったと言わざるを得ない。諮問庁は今後の対応について改善に努めるとしており、当審査会としても、それに期待するものである。</p>
25-35	<p>答申25（行情）347 「特定個人が豊岡河川国道事務所に土地を売却した契約書の不開示決定（不存在）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分庁が本来保有しておくべき開示請求対象文書等を紛失していたことについて、公文書管理法に基づく行政文書の紛失事件として所要の手續が行われていること等を確認し、不存在であることを是認し、文書管理の徹底について付言している例</li> </ul>	<p>2 本件対象文書の保有の有無について</p> <p>(1) 原処分は、豊岡河川国道事務所において本件対象文書を探索したところ、これを発見できず、文書不存在による不開示決定を行ったものであることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に、再度、本件対象文書を管理していた豊岡河川国道事務所の執務室、書架及び書庫を探索させたところ、諮問庁は、本件対象文書を含む23件の土地売買契約書全てを発見できなかったと説明する。</p> <p>(2) また、当審査会事務局職員をして諮問庁に、近畿地方整備局における行政文書の管理状況に関する点検・監査の実施状況、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）及び行政文書管理規則に基づく本件対象文書の紛失への対応状況について確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。</p> <p>ア 平成23年3月31日以前は、近畿地方整備局において、行政文書の管理状況の点検・監査に関する定めを設けておらず、日常の文書管理及び毎年度実施する文書管理整理月間に際して文書の整理整頓が行われていた。</p> <p>平成23年4月1日以降は、公文書等の管理に関する法律に基づき国土交通省行政文書管理規則（平成23年国土交通省訓令第23号。以下「訓令」という。）が定められ、行政文書の管理状況の点検・監査を少なくとも年一回行うこととされている。</p> <p>イ 訓令24条1項に基づき文書管理者である豊岡河川国道事務所用地第一課長から近畿地方整備局の主任文書管理者である総務部長に対し平成24年2月15日付けで行政文書亡失届を提出し、主任文書管理者近畿地方整備局総務部長から国土交通省の総括文書管理者である大臣官房長に対し同年6月4日付けで紛失を報告している。</p> <p>公文書等の管理に関する法律9条1項の規定に基づき国土交通大臣名で内閣総理大臣宛てに平成25年7月12日付け平成24年度行政文書の管理の状況調査の報告において紛失を報告している。</p> <p>(3) 以上のとおり確認したことからすれば、本件対象文書を発見できず不存在であるとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。また、文書</p>

		<p>の探索の方法及び範囲が不十分であるとも言えない。</p> <p>よって、近畿地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められない。</p> <p>3 文書管理について</p> <p>本件は、開示請求をきっかけとして文書の紛失が判明したもので、平成14年度以降、文書が存在したかどうか確認できないとのことである。本件のような事態は、ひとえに文書管理意識の欠如に起因するものと思われ、近畿地方整備局のみならず、国土交通省のどの部局においても生じる可能性があるものとして、今後は、国土交通省全体において文書の紛失等という事態を絶対に起こさぬよう日頃の文書管理を徹底することが望まれる。また、文書の中には復元等の対処を要するものもあり、復元等の対処には紛失等の事態の早期発見が肝要であるから、少なくとも定期的に文書の所在の点検を実施することが望ましい。</p>
○	<p>[再掲]</p> <p>答申26（行情）203</p> <p>「護衛艦たちかぜに関する訴訟に関して横浜地方法務局が防衛庁・自衛隊から取得した文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の判例検索システムの普及状況等によっては、今後事件番号について公表慣行を認める余地がある旨付言した例</li> </ul>	<p>整理番号26-4の答申参照</p>
26-27	<p>答申26（行情）582</p> <p>「接受保管簿の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の一部開示決定に対する異議申立て及び当審査会の答申を受けて、本件対象文書を追加開示決定するに当たり、当初の異議申立てで棄却決定された文書の名称を、追加開示決定の通知書に改めて記載することは、同文書についても再度の異議申立てができるとの誤解を与えかねないので、今後は、これを是正し、開示決定等に当たって適切な対応を行うことが望</li> </ul>	<p>4 付言</p> <p>本件開示請求に対しては、図書索引簿を一部開示した当初決定があり、当初決定に対する異議申立てについては、「図書索引簿の一部を不開示としたことは妥当であるが、接受保管簿を対象として改めて開示決定等をすべきである。」との答申（平成24年度（行情）答申第63号）を受け、処分庁が同年7月17日付け防官文第9549号（以下「棄却決定」という。）により「接受保管簿を本件対象文書として特定し、改めて開示決定等を行うこととし、本件異議申立てのその余の部分はこれを棄却する。」との決定を行い、図書索引簿に対する異議申立ては棄却されている。</p> <p>異議申立てに対する決定については再度異議申立てをすることができないところ、原処分庁の行政文書開示決定（変更）通知書では、「開示する行政文書の名称」欄に変更後として本件対象文書及び図書索引簿を記載し、「不開示とした部分とその理由」欄にも変更後として本件対象文書及び図書索引簿の不開示部分とその理由を記載していることから、原処分庁において再度図書索引簿を対象としたかのごとき外観となっており、図書索引簿に対し再度の異議申立てができるとの誤解を与えかねないので、処分庁においては、今後は、これを是正し、開示決定等に当たって適切な対応を行うことが望まれる。</p>

	まれる旨の付言を行った例	
27-25	<p>答申27（行情）278 「労働者派遣事業の事業所に対して是正指導を行うために送付した文書の決裁書類等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査会に対する諮問後に、処分庁が新たな処分を行った事実を審査会に連絡せず、また、審査会によるインカメラ文書の提示の求めに対し、長期間、当該文書を提示しなかったことについて、迅速かつ適切な対応が強く望まれる旨付言した例</li> </ul>	<p>4 付言</p> <p>(1) 平成26年処分に係る諮問庁の対応について 諮問庁は、当審査会に対し本件諮問をしているにもかかわらず、処分庁が平成26年処分を行った事実について何らの連絡も通知もせず、当審査会は、審査請求人が提出した意見書2によって初めてその事実を知ったものであり、本件における諮問庁の対応は極めて不誠実なものであった。 諮問庁においては、今後、このような不適切な対応をすることのないよう、諮問の要否に関わるような重要な事実が発生した場合、当審査会へ迅速に連絡することが強く望まれる。</p> <p>(2) 開示決定等に係る行政文書（以下「インカメラ文書」という。）の提示の著しい遅れについて 本件については、当審査会が諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項の規定に基づき、インカメラ文書の提示を求め、再三にわたり督促したにもかかわらず、諮問から一年以上経過してもインカメラ文書が提示されない状態が続いた。 当審査会においては、諮問庁から提示されるインカメラ文書に基づいて審議するものであり、本件のようなインカメラ文書の提示の著しい遅滞は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせるものである。 諮問庁においては、今後、法の制度趣旨を十分に理解した上で、インカメラ文書の提示に当たって、迅速かつ適切に対応することが強く望まれる。</p>
27-26	<p>答申27（行情）440 「『PKOの在り方に関する懇談会』に関して管理している行政文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原処分において、ファイルごとに一文書として記載し、個々のファイル内の具体的な文書名が特定されておらず、いかなる文書が対象文書として特定されたかが明確とはいえないので、今後、法9条1項及び2項の趣旨を踏まえ、行政文書開示決定通知書には原則として具体的な文書名を明示すべきである旨付言した例</li> </ul>	<p>4 付言</p> <p>原処分における行政文書開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」欄には、『PKOの在り方に関する懇談会』に関して管理している行政文書」と記載され、「なお、行政文書を特定する便宜上、第1分冊から第8分冊までの各々について文書の右下に通し番号を入れている」旨付記されているが、具体的な文書名が特定されておらず、原処分でいかなる文書が対象文書として特定されたかが明確とはいえない。 処分庁は、原処分において、特段の支障がない限り、本件対象文書の具体的な文書名を特定する必要があったというべきであり、今後、法9条1項及び2項の趣旨を踏まえ、行政文書開示決定通知書には原則として具体的な文書名を明示するべきである。</p>
27-27	答申27（行情）569	4 付言

	<p>「特定年度に実施を希望する世論調査について(回答)の不開示決定(存否応答拒否)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求の内容から対象となる文書が十分特定できたと考えられるところ、補正により対象文書を限定した結果、存否応答拒否により不開示とされたものであり、処分庁は、今後、開示請求の対象となる文書の特定の要否について、より慎重な対応が望まれる旨付言した例</li> </ul>	<p>本件は、開示請求の内容から対象となる文書が十分特定でき、補正を要するものとは考えられないところ、補正により対象文書を限定した結果、存否応答拒否による不開示決定となった。</p> <p>本件においては、補正を求めることなく開示請求の対象となる文書の開示・不開示の判断を行うことができたのであるから、処分庁は、今後、開示請求の対象となる文書の特定の要否について、より慎重な対応が望まれる。</p>
27-28	<p>答申27(行情)769</p> <p>「特定期間に景品表示法に基づき行った行政指導に関して交付した文書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>諮問庁は、原処分で不開示とされた部分のうち、原処分時には既に公表されていた平成24年度運用状況等に掲載がある文言等については新たに開示するとしている一方、原処分後に公表された平成25年度運用状況に掲載がある文言と対応する箇所については開示しないとしているところ、諮問時点で平成25年度運用状況は公表されている以上、当該文言に対応する部分を公にしたからといって、諮問庁が説明するおそれはないと考えられることから、現時点では、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当せず、開示相当である旨付言した例</li> </ul>	<p>3 付言</p> <p>諮問庁は、原処分で不開示とされた部分のうち、平成24年度運用状況等に掲載がある文言等について、新たに開示するとしている一方で、平成25年度運用状況に掲載がある文言と対応する箇所については、当該運用状況の公表は原処分後の事情であるとして、それを理由に開示はしないとしている。</p> <p>しかし、本件諮問がされた平成26年8月の時点では、平成25年度運用状況については公表されている以上、諮問時点で、当該運用状況に掲載されている文言に対応する部分を公にしたからといって、諮問庁が説明するおそれ(①対象事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、②景品表示法違反被疑事件の調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ)はないと考えられる。</p> <p>したがって、不開示維持部分(上記2で開示すべきとされた部分を除く。)のうち、平成25年度運用状況に掲載がある文言と対応する部分についても、現時点においては、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当せず、開示することが相当である。</p>

○	<p>[再掲] 答申27 (行情) 924 「政府事故調(福島第一原発事故)の中間報告及び最終報告書を作成する上で集めた文書の一覧表の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原処分, 理由説明書等のいずれも, どの不開示部分がどの不開示理由に該当するのか曖昧で, 処分庁が漫然と文書全体を不開示としたのではないかという疑問等すら生じさせるだけではなく, 諮問庁も原処分に対し適切な判断をしないまま諮問を行ったと考えざるを得ず, 法18条の趣旨を逸脱し当審査会の責務を否定するものであって情報公開制度の趣旨等にもとるものといわざるを得ないとし, 今後, 適切な処分・諮問を行うよう強く望む旨付言した例</li> </ul>	<p>4 付言 (略)</p> <p>(3) 本件に係る処分が違法であることは, 上記3で判断したとおりであるが, 原処分において, 本件対象文書のどの部分がどの不開示理由に該当するのかが曖昧であり, この点は, 不開示部分の一部を開示するとした本件諮問の理由説明書や2回の変更決定, さらに補充理由説明書のいずれにおいても, 何ら改められていないことからすると, そもそも処分庁は, 原処分において, 個々の不開示部分の検討をしないままに, 漫然と文書全体を不開示としたのではないかといった疑問・疑念すら生じさせるものである。</p> <p>(4) このこと自体, 法第2章の趣旨に照らすと, 違法といわざるを得ないものであるが, このような原処分について, その一部を取り消すとしたものの, 当審査会に諮問をして2年近く経過した時点でも, 上記(3)のとおり, 変更決定2において, 不開示維持部分及びそれに対応する不開示理由が確定していない。</p> <p>このような状況に鑑みると, 諮問庁についても, 原処分に対し適切な判断をしないままに, 諮問を行ったと考えざるを得ず, それ自体, 法18条の諮問の趣旨を逸脱し, 当審査会の責務を否定するものであって, 情報公開制度の趣旨や精神にもとるものといわざるを得ない。</p> <p>(5) したがって, 処分庁及び諮問庁においては, 法の趣旨を十分に踏まえ, 今後, 適切な処分又は諮問を行うよう強く望むものである。</p>
28-22	<p>答申28 (行情) 790 「平成28年度「幹部職員名簿」(特定刑事施設)の不開示決定(不存在)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件開示請求の時点では存在しなかった本件対象文書について, 原処分時には作成されていたことが判明したことから, 処分庁は, 改めて審査請求人に対し, 本件対象文書が作成されている旨の情報提供を行うなど, 適切な対応を行うことが望まれる旨付言した例</li> </ul>	<p>5 付言</p> <p>本件においては, 原処分時(平成28年9月23日)には本件対象文書が既に作成されており, 処分庁において探索を尽くしていれば, そのことを確認し得たと考えられるのであるから, 処分庁としては, 原処分を行う前に, 十分な探索を行い, 審査請求人に対し, 本件対象文書が作成されている旨の情報提供をすべきであったと思われるので, 改めて, 審査請求人に対し, その旨の情報提供を行うなど, 適切な対応を行うことが望まれる。</p>
29-23	答申29 (行情) 381	4 付言

	<p>「「特定期間の所長，課長，首席等，達示，指示等の全ての例規」の一部開示決定に関する件（文書の特定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書の特定は開示請求時点を基準として行うべきであるが，開示請求時点から時間が経過していることも考慮すれば，審査請求人に対し，改めて開示請求の後の改廃状況に関する情報提供を行うことが望ましいと付言した例</li> </ul>	<p>諮問庁は，文書4について改めて改廃状況に関する情報提供を行い，請求の趣旨に合致した文書特定を行うべきであるとも説明する。文書の特定は開示請求時点を基準として行うべきものであるが，開示請求時点から時間が経過していることも考慮すれば，処分庁においては，審査請求人に対し，改めて開示請求の後の改廃状況に関する情報提供を行うことが望ましい。</p>
29-24	<p>答申29（行情）505</p> <p>「「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家安全保障局が受理した本件開示請求書には，「前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て」との文言が記載されており，請求人は過去に自身が開示を受けた文書については本件開示対象から除外することを希望する趣旨であったものと認められるところ，このような場合には，請求人に当該開示請求の趣旨を確認した上で，「前回開示請求」といった文言ではなく，過去の開示決定の文書番号等を明示させるなど，請求文言の補正を求めるのが相当であるとする付言を行った例</li> </ul>	<p>5 付言</p> <p>本件開示請求書には，「前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て」との文言が記載されており，本件開示請求者は，過去に自身が開示を受けた文書については本件開示対象から除外することを希望する趣旨であったものと認められる。</p> <p>このような場合には，開示請求者に当該開示請求の趣旨を確認した上で，「前回開示請求」といった文言ではなく，過去の開示決定の文書番号等を明示させるなど，請求文言の補正を求めるのが相当である。</p> <p>本件においては，内閣官房国家安全保障局長が先行開示決定を行った後に移送を受けた処分庁が，かかる補正を行うことは困難であったと認められるが，今後，開示請求を受けた行政機関においては，上記を踏まえ，情報公開制度に関する事務処理の適正化を図ることが望まれる。</p>

29-25	<p>答申29（行情）527</p> <p>「特定新聞が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>諜報工作対応強化策に係る文書の存否を明らかにすれば、外務省がこれにいかにか備えているのか又はいないのかが明らかとなり、その存否を答えるだけで法5条3号の不開示情報を開示することとなるとして、存否応答拒否とした原処分は妥当と判断しつつも、本件は異議申立てから諮問までに約10年8か月が経過しており、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切な対応であるとの付言を行った例</li> </ul>	<p>3 付言</p> <p>本件諮問は、異議申立て後、約10年8か月が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、本件諮問に際して事実関係を確認するのに時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。</p> <p>このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。</p>
○	<p>[再掲]</p> <p>答申30（行情）297</p> <p>「特定の開示決定で開示された文書が何という名称の行政文書ファイルとして電子政府の行政文書ファイル管理簿に登録されているか分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政文書ファイル管理簿の保有の有無について、当該管理簿の管理状況や内部的取扱い等に基づいて具体的に説明することが可能であると考えられるにもかかわらず、当審査会からの再三の照会に対しても、具体的な</li> </ul>	<p>整理番号30-20の答申参照</p>

	<p>根拠に基づく説明を行わなかったとして、付言を行った例</p>	
<p>30-32</p>	<p>答申30（行情）414及び415</p> <p>「特定有機登録認定機関に対する独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる調査に関する文書の一部開示決定に関する件」</p> <p>「特定有機登録認定機関が提出した登録認定機関登録の更新申請書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書特定後にメモ書きを消去したことについて、適切さを欠くものである旨の付言を行った例</li> </ul>	<p>6 付言</p> <p>(1) 開示請求に対して特定した文書の取扱いについて</p> <p>ア 当審査会が諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）9条1項の規定に基づき、開示決定等に係る行政文書（以下「インカメラ文書」という。）の提示を求め、これを受けて、諮問庁が当審査会に提示したインカメラ文書に記載されている内容について、当審査会事務局職員をして、諮問庁が本件各諮問事件の諮問書に添付した開示実施文書に記載されている内容との照合をさせたところ、文書3の開示実施文書（以下「本件開示実施文書」という。）には記載がないにもかかわらず、文書3のインカメラ文書（以下「本件インカメラ文書」という。）には記載がされている部分が認められた。</p> <p>イ この点について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。</p> <p>(ア) 処分庁が原処分を行うに当たって、本件対象文書の開示・不開示の判断をする際に利用することを目的として本件各開示請求時点で特定した本件対象文書の複写を作成し保有していたものであるが、本件インカメラ文書の作成に際しても当該複写を利用したものである。</p> <p>(イ) 当時の農林水産省の担当者（以下「農林水産省担当者」という。）に確認したところ、文書3は消費安全技術センター理事長から農林水産省食料産業局食品製造課長宛ての文書であるが、農林水産省担当者が同文書の内容について消費安全技術センターの担当者に問合せをするためのメモ書きとして、文書3の原本に温度変化により色が変わるインクを使用した筆記具により記載したのであり、本来、当該問合せ終了後に消去されるべき記載であったにもかかわらず、消去されないまま保存されており、文書3の特定後、原処分1を行うまでの間に農林水産省担当者が文書3の原本から消去したとのことであった。</p> <p>ウ 当審査会において、本件開示実施文書には記載がないにもかかわらず、本件インカメラ文書には記載がされている部分（文書3の原本から農林水産省担当者が消去した部分）の内容を確認したところ、その記載内容からすると、農林水産省担当者が消費安全技術センターの担当者に問合せをするためのメモ書きであったとする上記イの諮問庁の説明を否定することまではできない。</p> <p>しかしながら、開示請求に対する文書の特定は、開示請求時点で保存されている文書を特定するのだから、特定した文書に記載されている情報がメモ書きであったとしても、処分庁は開示請求時点において特定した文書により開示・不開示を判断すべきであり、今般、文書3の特定後、原処分1を行うまでの間に農林水産省担当者が文書3の原本に記載されていたメモ書きを消去したことは、文書の取扱いに関して注意を怠っていたといわざるを得</p>

		<p>ない。</p> <p>エ したがって、原処分1は、法3条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。</p>
30-33	<p>答申30（行情）522</p> <p>「行政文書開示請求書（特定受付番号）の移送について」の決裁文書の一部開示決定に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計検査院長に事案の移送を行い、会計検査院長において開示決定等をすべき文書についてまで不開示とする原処分を行ったことに対し付言した例</li> </ul>	<p>3 付言</p> <p>(略)</p> <p>(2)当審査会において確認したところ、本件開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」欄には、「(2) 決裁文書に添付の開示対象文書については、開示決定作業の途中段階の情報であり、開示決定判断を会計検査院にて行うこととなるため、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法第5条第6号の不開示情報に該当し、不開示とした。」と記載されていることが認められる。</p> <p>この点につき、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、決裁文書に添付されている移送対象文書全体については、法12条1項に基づき、会計検査院長において開示決定等をすべき行政文書として、事案を移送していることから、開示対象外とすることが妥当である旨説明しているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、詳細な説明を求めさせたところ、処分庁においては、平成30年3月19日付けで本件開示請求を受け付けた後、決裁文書に添付の対象文書については、同項に基づき、同年4月17日付けで会計検査院長に対し事案の移送を行ったとのことである。</p> <p>そうすると、当該文書については、会計検査院長において開示決定等をすべきものであり、本件開示決定通知書には、上記の記載をすべきではなかったのであるから、処分庁においては、今後、このようなことがないように十分留意すべきである。</p>
30-34	<p>答申30（独情）8</p> <p>「特定事件番号の答申を受けて法人が行った決定に係る決裁文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2件分の開示請求及び同手数料を受けながら、特定した文書が同一であったため、1回の開示決定しか行わなかったにもかかわらず、当該決定通知書にはその旨の説明がなかったことにつき、請求文書が特定されていないとの審査請求を招く結果となったものであり、複数の開示請求を受け付けた場合、特定した文書</li> </ul>	<p>5 付言</p> <p>本件は、処分庁が2件の開示請求を受け付け、2件分の開示請求手数料の納付を受けながら、1回の開示決定しか行わず、しかも開示決定通知書の記載からは2件の開示請求に対する決定であることが不明確であったため、「請求文書2に該当するものが特定されていない」との審査請求を招く結果となったものである。</p> <p>上記2のとおり、原処分における文書特定は妥当であると判断したが、複数の開示請求を受け付けた場合、特定した対象文書が同一文書であったとしても、それぞれの開示請求に対するものであることを明らかにして開示決定等を行うべきである。</p> <p>機構においては、今後、法に基づく開示請求に対し、適切に対応されたい。</p>

	<p>が同一であったとしても、それぞれの開示請求に対するものであることを明らかにして開示決定等を行うべきと付言した例</p>	
2-10	<p>答申2（行情）115 「特定道路の料金見直しに係る決裁文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1件の文書として開示された8,000枚近くの文書のうち、審査請求人が求める文書はごく一部で、必要のない手数料を負担せざるを得なかったとの審査請求人の主張に対し、文書単位でその全部を特定したことは不合法とはいえないが、本件は、審査請求人が求める文書を容易に区分することが可能であったことから、開示の実施に先立ち、その旨を審査請求人に情報提供するなど、今後の対応について諮問庁に期待する旨付言した例</li> </ul>	<p>3 付言</p> <p>審査請求人は、文書1について、8,000枚近くに及ぶ頁のうち、延岡南道路に関係する記載のある部分はそのうちのごく一部であったにもかかわらず、そのことが事前に通告されなかったために、本来負担する必要のなかった手数料を負担せざるを得なかったことにつき、情報公開制度の根幹を揺るがす問題である旨主張する。</p> <p>請求文書に対し、該当する行政文書を、情報単位ではなく、文書単位で全て特定することは、法が予定する文書開示の方法であり、原処分を不合法とまではいえないが、文書1が実質は8件の決裁文書から構成され、そのうち本件請求文書に該当する部分について、容易に区分が可能であったことを踏まえると、審査請求人が必要とする部分のみ開示の実施を希望することができるよう、開示の実施に先だつてその旨情報提供を行う等、適切に案内をすることも可能であったといわざるを得ない。諮問庁は今後の対応について改善に努めるとしており、当審査会としても、それに期待するものである。</p>
2-11	<p>答申2（行情）263及び266 「特定事件番号の答申において「改めて開示決定等すべき」とされた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）」</p> <p>「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」等の対外想定問答に該当する文書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別件開示決定により決定された文書は、当初決</li> </ul>	<p>5 付言</p> <p>当初決定1は、法3条に基づく開示請求に対し、対象文書の全部を開示する決定であるから、行政手続法上の許認可等（同法2条3号）に該当するものである。また、対象文書を全部開示とした当初決定1を取り消す行為は、同法13条1項1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当する。よって、原処分3は、当初決定1において全部開示とされた文書5及び文書6につき、当初決定1を取り消し、文書5及び文書6の一部を新たに不開示とするものであると解され、開示請求者に不利益な変更を行うものと認めざるを得ない。しかしながら、処分庁は、原処分3を行うに当たって、文書5及び文書6の各質問頁を新たな文書として特定の上、一部開示しなかった以上、当初決定1につき、同条2項の除外事由等がない限り、同条1項1号イに基づき、開示請求者に対して聴聞手続を行うべきであったといえる。</p> <p>この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、処分庁は、このような除外事由等がないにもかかわらず</p>

	<p>定において全部開示とされた文書の当初決定を取り消し、同文書を新たに不開示とするものであると解され、開示請求者に不利益な変更を行うものと認めざるを得ず、別件開示決定により決定された文書については、行政手続法13条2項の除外事由等がない限り、同条1項1号イに基づき、開示請求者に対して聴聞手続を行うべきであったといえるとして、付言とした例</p>	<p>らず、原処分3を行うに当たり、開示請求者に対して聴聞手続を行わなかったとの説明があった。</p> <p>このような対応は、行政手続法の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁においては、今後、同様のことがないように確かつ慎重な対応をすべきである。</p>
<p>3-12</p>	<p>答申3（行情）576 「行政文書ファイル「令和2年度 原発警備」に保存された文書の不開示決定（不存在）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度に該当する文書の作成・取得がなく、年度当初にe-Govに掲載した行政文書ファイルは削除すべきであったところ、削除が更新作業時期に間に合わず存在しない文書が実在するかのように掲載されていたという文書管理の実態に対し、今後、慎重かつ適切な文書管理が強く望まれるとした上で、不開示決定通知書に上記の不開示の経緯等が分かるよう記載していれば審査請求を回避できた可能性もあったと考えられ、その内容に応じた理由を適切に記載するよう留意すべきである旨付言した例</li> </ul>	<p>2 本件対象文書の保有の有無について</p> <p>(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。</p> <p>(略)</p> <p>本件開示請求に係る「令和2年度 原発警備」ファイルは、海上保安庁が独自に運用する総合的な文書管理システム（以下「文書管理システム」という。）において作成し、その情報をe-Govにおいて行政文書ファイル管理簿として掲載している。令和2年4月当時、伊方発電所（原子力発電所）は、裁判所による運転差止め仮処分の決定がなされている状態であったが、担当者は何かしら動きがあるものと推測し、便宜上、同月に文書管理システム上で当該ファイルを作成しておいたものであるが、令和2年度において、その再稼働に関する動きがなく、海上保安庁本庁からの文書もなかったため、文書の作成や取得がなく、結果的に保存すべき文書が発生しなかった。</p> <p>本来であれば、保存すべき文書がないことから、「令和2年度 原発警備」ファイルの作成の必要はなく、当該ファイルの保存期間の起案日となる令和3年4月より前の令和3年3月までに削除すべきところ、削除し忘れたものである。</p> <p>なお、現時点でも当該「令和2年度 原発警備」ファイルはe-Gov上で掲載されているが、理由説明書（上記第3の3）記載の令和3年4月下旬の担当者による削除は、e-Gov掲載の情報ではなく、文書管理システム内の当該ファイル情報の削除である。文書管理システムへの登録情報をe-Govへ反映させる掲載作業は、例年、年1回の頻度で海上保安庁本庁が行っているが、海上保安庁本庁が実施した令和2年度分掲載作業終了後に、担当者が文書管理システムの当該ファイル情報を削除したことから、当該修正が反映されず、e-Gov上で当該ファイル情報が掲載され続けているものである。</p>

		<p>(略)</p> <p>3 付言</p> <p>(1) 本件は、諮問庁の説明（上記2（1））によると、年度末の令和3年3月までに削除すべき行政文書ファイルを削除し忘れたことにより生じたものである。</p> <p>文書管理システムからは既に削除済みとのことであるが、結果的にe-Govには実体のない行政文書ファイルが実在するかのようにより現在も掲載されており、このような文書管理の実態は国民の不信感を招くものであり、今後、慎重かつ適切な文書管理を行うことが強く望まれる。</p> <p>(2) また、原処分の不開示は上記のような特異な経緯を理由とするものであるが、本件不開示決定通知書には、不開示の理由として「請求のあった行政文書は作成・取得しておらず不存在のため。」とのみ記載されている。当該不開示決定通知書に本件の不開示の経緯等が分かるように記載していれば、審査請求人にとって、本件審査請求を回避できた可能性もあったと考えられることから、処分庁においては、開示請求者が不開示の理由を的確に理解できるように、その内容に応じた理由を不開示決定通知書に適切に記載するよう留意すべきである。</p>
3-13	<p>答申3（独情）54</p> <p>「医薬品自主回収に関する手順書（平成28年）」の不開示決定（不存在）に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開示された文書は開示請求した文書ではなく、該当する文書がない場合には不開示決定通知書を発行すべきという開示請求者からの指摘を受けて行われた場合であっても、対象文書を全部開示とした処分を取り消す行為は、行政手続法13条1項1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当し、同条2項の除外事由等がない限り、同条1項1号イに基づき、開示請求者に対して聴聞手続を行うべきである旨付言した例</li> </ul>	<p>4 付言</p> <p>(略)</p> <p>(2) 先行処分は、法3条に基づく開示請求に対し、対象文書の全部を開示する決定であるから、行政手続法上の許認可等（同法2条3号）に該当するものである。また、対象文書を全部開示とした先行処分を取り消す行為は、同法13条1項1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当する。よって、原処分は、先行処分において全部開示された「医薬品の自主回収に関する手順書」（2017年1月1日作成）につき、先行処分を取り消し、当該文書を新たに不開示とするものであると解され、開示請求者に不利益な変更を行うものと認めざるを得ない。したがって、処分庁は、原処分を行うに当たって、先行処分の取消しにつき、同条2項の除外事由等がない限り、同条1項1号イに基づき、開示請求者に対して聴聞手続を行うべきであったといえる。</p> <p>この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、処分庁は、このような除外事由等がないにもかかわらず、原処分を行うに当たり、開示請求者に対して聴聞手続を行わなかったとの説明があった。</p> <p>先行処分の取消しが、開示された文書は開示請求した文書ではなく、該当する文書がない場合には不開示決定通知書を発行すべきという審査請求人からの指摘を受けて行われたという事情があったとはいえ、上記の対応は、行政手続法の規定に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁においては、今後、同様のことがないよう的確かつ慎重な対応をすべきである。</p>
4-14	答申4（行情）363	5 付言

<p>「特定年度の分限処分等に関する文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>請求文書を3件と算定し、行政文書を特定した原処分において、行政文書開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」の項に、具体性を欠く行政文書名を1つのみ記載したこと及び「行政文書の種類・数量」欄に1件ごとの内訳を記載しなかったことは、適切さを欠くといわざるを得ず、今後の開示請求への対応に当たり留意すべきである旨付言した例</li> </ul>	<p>(1) 本来、開示決定等通知書には、特段の事情のない限り、具体的に特定した文書の名称を的確に記載すべきところ、本件行政文書開示決定通知書の記載は、具体的な行政文書名が判別できるものとはいえない。</p> <p>また、当審査会において、諮問庁から本件開示請求に係る補正依頼書の提示を受け、確認したところ、同依頼書においても、特定した行政文書の名称及び請求文書を3件と算定した理由（請求の件数の数え方）に係る記載は認められない。</p> <p>(2) 開示請求手数料を3件と算定した理由について、諮問庁は理由説明書（上記第3の3）において、本件対象文書に係る行政文書ファイルは「①平成29年度における当該処分等に関する意思決定の経緯が分かる公文書及び当該処分等についての辞令を含むもの、②平成29年度における、当該処分等後の部署の異動・降格等についての辞令を含むもの、③平成30年度における当該処分等後の部署の異動・降格等についての辞令を含むもの」の3件である旨説明するところ、開示請求手数料の追納を求める求補正において、当該説明が明記されていれば、審査請求人の理解に資するものとなったと考えられる。</p> <p>(3) さらに、本件開示請求においては、便宜的に3件の開示請求に対して1通の開示決定通知書をもって原処分を行ったと考えられるが、3件の開示決定等を通知する開示決定通知書であることからすれば、開示請求1件ごとに、請求文書に該当する行政文書の名称並びに不開示部分及びその理由を付記することが必要であり、また、これに伴い、当該各行政文書の分量も個別に通知されるものと考えられる。</p> <p>(4) よって、原処分における行政文書開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」の項に、具体性を欠く行政文書名を1つのみ記載したこと及び「行政文書の種類・数量」欄に1件ごとの内訳を記載しなかったことは、適切さを欠くといわざるを得ない。</p> <p>処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、上記の点について留意すべきである。</p> <p>6 本件一部開示決定の妥当性について</p> <p>以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号ニに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。</p> <p>別紙</p> <p>1 本件対象文書</p> <p>平成29年度に失職した、又は分限処分・懲戒処分等（矯正措置・職務上の注意等一切を含む。）に付された文部科学省全職員について、当該処分等に関する意思決定の経緯が分かる公文書（当該被処分者等のてん末書・弁明・反省文等含む）と、当該処分等についての辞令（処分理由説明書等含む。ただし、職務上の注意等において辞令に相当するものがない場合は、当該処分等を行ったことについての報告書等とする。）と、当該処分等後の部署の異動・降格等についての辞令（当</p>
---	---

		該処分等を受けて辞職した場合、辞職願と辞職を認めることについての意思決定の経緯が分かる公文書と辞職についての辞令を含む。)の一切
5-29	<p>答申5 (行情) 612</p> <p>「特定役職への就任経緯及び退任経緯に関する文書の一部開示決定に関する件 (文書の特定)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開示請求書の記載において請求する文書の範囲について疑義があり、別途審査請求人に確認を行っている場合、開示決定に際しては、開示請求書の記載を引用するのみではなく当該確認の結果に沿って探索を行った結果であることを了知し得るような措置を講じるべきであったと付言したもの</li> </ul>	<p>3 付言</p> <p>(1) 法9条1項及び2項に基づき、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しない決定をした旨の通知を行う際には、行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。</p> <p>(2) 本件については、請求の対象文書が本件対象文書並びに「歴代の特定役職の就任や退任の際の挨拶」及び「歴代の特定役職の就任及び退任の際の国会での想定問答集等」であることは審査請求人とのメールでの確認によって明確にされていたという諮問庁の説明を認め、上記2の判断に至ったものである。</p> <p>しかし、原処分では、開示決定通知書の開示する行政文書の名称欄に「歴代の特定役職の特定役職就任経緯及び退任経緯に関する文書 (例えば、人事記録 (甲及び乙) 等)」と、本件請求文書と同一の記載がなされているのみであり、このような対応が、上述のメール確認の結果が反映されていないのではないかという審査請求人の不信感を招き、結果として審査請求の労を取らせることになった可能性も否定し難い。</p> <p>本件のような経緯がある場合、処分を行うに当たっては、開示決定通知書に開示請求書に記載された文言を転記するのみではなく、請求の対象は上記の各文書である旨と、開示決定の対象となるのは本件対象文書のみであり、「歴代の特定役職の就任や退任の際の挨拶」及び「歴代の特定役職の就任及び退任の際の国会での想定問答集等」については作成又は取得しておらず不存在である旨を審査請求人において了知し得るような措置を講ずるべきであったと考えられ、原処分における理由付記は、原処分を取り消すべきものには至らないものの、行政手続法8条1項の趣旨に照らして適切とはいえないものである。</p> <p>処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。</p>
5-30	<p>答申5 (行情) 765</p> <p>「特定の文書誤送付事案に関する文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開法に基づく開</li> </ul>	<p>5 付言</p> <p>本件開示請求は、法3条の規定に基づくものであり、個人情報保護に関する法律 (以下「個人情報法」という。) 76条1項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載からすると、審査請求人本人に係る情報の開示を求める趣旨を含むものであることが認められる。</p>

	<p>示請求について、開示請求書の記載からすると、審査請求人本人に係る情報の開示を求める趣旨を含むことがあることが認められるため、個人情報保護法に基づく開示請求について教示を行うよう、今後開示請求に係る事務手続において的確に対応することが望まれると付言した例</p>	<p>この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に個情法に基づく請求の教示の有無を確認させたところ、処分庁においては、本件開示請求書の「特定法務局等のいずれか1以上が、(記録、報告または再発防止)のいずれか1以上の目的で作成したもの(媒体・形態として、メモ、電子メール、電子チャットを含むが、それらに限られない。)」との記載から、審査請求人は、本件開示請求に係る文書誤送付事案に関連する全ての行政文書が開示されることを求めていると解され、仮に個情法に基づく開示請求を行った場合、かえって、開示対象文書の範囲を狭めてしまうおそれがあると考えられるため、そのような教示は行っていない旨説明する。</p> <p>しかしながら、個情法に基づく開示請求においては、本件不開示部分の少なくとも一部は、審査請求人に対し開示できると考えられ、当該教示を踏まえ、個情法に基づく開示請求を行うかは、審査請求人が判断することである。</p> <p>したがって、本件のような開示請求にあつては、個情法に基づく開示請求について教示を行うよう、今後、開示請求に係る事務手続において的確に対応することが望まれる。</p>
5-31	<p>答申6(行情)82 「「警備対策官集合教育(在外邦人等の輸送)(特定日付け)」の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示決定等における不開示部分とその理由の示し方については、不開示とした部分それぞれに明確に対応した不開示理由を示すべきところ、開示決定等通知書においては、各不開示理由に該当する不開示部分が判然としない内容となっている。したがって、本件開示決定における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを著しく欠くものといわざるを得ず、処分庁においては、今後、不開示部分の特定を具体的に行うこと及びそれに対応した適切な不開示理由を記載すべきであると付言した例</li> </ul>	<p>5 付言</p> <p>開示決定等における不開示部分とその理由の示し方については、不開示とした部分それぞれに明確に対応した不開示理由を示すべきところ、原処分2の開示決定等通知書においては、8ページの不開示部分につき、各不開示理由に該当する不開示部分が判然としない内容となっている。</p> <p>したがって、本件開示決定における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを著しく欠くものといわざるを得ず、処分庁においては、今後、不開示部分の特定を具体的に行うこと及びそれに対応した適切な不開示理由を記載すべきである。</p>
○	[再掲]	整理番号5-26の答申参照

	<p>答申5（行情）479及び480 「特定の出張の報告に係る文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 同旨の開示請求に対し、異なる文書を特定し、開示決定及び不開示決定した各原処分について、それぞれ文書の特定漏れを認め、処分庁の原処分における文書の特定についての検討が不十分及び諮問庁の審査請求に対する対応が不十分かつ一貫性に欠けると付言した例</li></ul>	
--	--	--